

みんなのけんぽ

令和3年1月 No.16 冬号

ご家族でご覧ください



CONTENTS

P.2 新年のごあいさつ

P.3 交通事故などで健康保険を使うときは

P.4 各種お知らせ／
健康相談窓口サービスのご案内



地域医療振興協会健康保険組合
(JADECOM けんぽ)



新年のごあいさつ



地域医療振興協会健康保険組合
理事長 小池 宏明

あけましておめでとうございます

被保険者ならびご家族の皆さまにおかれましては、気持ちも新たに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より当健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大で、私たちの生活の在り方が大きく変わった一年でした。「東京オリンピック・パラリンピック」が開催目前で延期となり、さらに感染拡大を防ぐため人の移動や接触が制限され、さまざまな業界が大きな打撃を受けました。

残念ながら、感染流行は今も収束の兆しが見えていません。しかし、日本は欧米諸国等と比べ、感染者等の数が少ないとの評価があります。これは、ひとえに医療・介護に従事する皆さまの不眠不休のご尽力のたまものであり、心より感謝申し上げます。同時に、感染者が少ない要因といたしまして、日本人に手洗いやうがい、マスク着用といった衛生的な習慣が定着していることなどが考えられます。

こうした未曾有の厳しい状況にある一方で、健康保険組合を取り巻く環境は、ICT（情報通信技術）の導入により大きく変わろうとしています。3月には健康保険のオンラインによる資格確認が開始され、また、保険証としてマイナンバーカードも利用できるようになる予定です。

当健康保険組合としましても、電子化による事業運営の効率化や、実効性の高い各種保健事業の展開をすすめ、被保険者とご家族の皆さまが健康で働くことができ、心豊かに生活できるようサポートすべく精進してまいります。

不確実で不透明な時代だからこそ、よりいっそう健康に留意していただき、皆さまにとって幸多き一年となりますよう祈念して、新年のごあいさつとさせていただきます。

交通事故などで健康保険を使うときは、 **必ず** JADECOMけんぽに**届出を**！



交通事故など「第三者行為」によるケガや病気をした場合の治療費は、本来は第三者（加害者）が負担するのが原則ですが、健康保険を使って治療を受けることもできます。ただし、その際には**必ず当組合に届出をすることが必要**です。

事故にあったときは

まずは
落ち着いて！

警察へ連絡

事故の大きさやケガの程度に関わらず、必ず警察へ届出をしましょう。



相手方の情報を確認

相手方の氏名・住所などの連絡先、交通事故の場合は、免許証や車検証なども確認します。



病院で受診

軽微なケガであっても医師の診察を受けましょう。



JADECOMけんぽへ連絡

健康保険で治療を受ける場合は、当組合へ連絡のうえ必要書類を提出します。



示談は慎重に！

示談の内容によっては正当な治療費の請求ができなくなってしまう可能性もあります。必ず事前に当組合へ相談してください。

「自損事故」や自身が加害者の場合、「ひき逃げ」で相手が不明な事故の場合も、健康保険で治療を受ける場合は当組合へ連絡をしてください。

交通事故以外の第三者行為の代表的な例

• けんかや暴行

• スキーや
スノーボードで衝突した



• 他人のペットに噛まれた

• 飲食店で食中毒になった

• 工事現場の落下物でケガをした



仕事中や通勤途中のケガは労災保険で

通勤途中や仕事中に「第三者行為」によるケガや病気をしたときは、健康保険を使って治療を受けることはできません。労災保険が適用となりますので、事業所の担当窓口にお問い合わせください。

被扶養者資格確認調査について

ご協力いただき
ありがとうございました

JADECOMけんぽでは、保険給付の適正化等を目的に、すでに被扶養者として認定されている方が、引き続きその資格があるかどうかを確認する調査を実施しました。

調査の結果、収入超過や就職等により扶養要件を満たしていないため、認定取消となった事例が多数生じております。

認定取消にあたっては、要件を満たさなくなった時点まで遡り、取消時以降の給付について全額返納をお願いすることもあるため、速やかな届出にご協力お願いいたします。

『医療費通知』について

今年度については、
以下の予定にて発行します。

- 1～11月診療分
→ 2月中旬に事業所へ送付
- 12月診療分
→ 3月中旬に事業所へ送付

医療費控除の申告期日等により12月診療分が間に合わない場合は、領収書等に基づいて、申告者ご自身で明細書を作成してください。



※医療費控除の申告については、最寄りの税務署へお問い合わせください。

ご存じですか？

健康相談窓口サービスのご案内



JADECOMけんぽでは、加入者の皆さんの「こころと身体の身近な相談窓口」を開設しています。

全てのサービスにおいてプライバシーは守られ、利用したことが勤務先やご家族、外部などに知られることはありませんので、安心してご利用ください。

対象者

相談当日に当組合の被保険者
または被扶養者の資格のある方
(任意継続加入者を含む)

相談内容

健康相談、職場の人間関係、
家庭問題等



電話相談

やさしく 発散
☎ 0120-8349-83

● 24時間 年中無休
(年末年始(12/29～1/3)は除く)

※匿名で相談できます。

会員かどうかの確認のため、組合名(地域医療振興協会健康保険組合)を伝えてください。

※携帯電話・スマートフォンでも通話無料で利用可能です。



メール相談

✉ soudan@safetynet.co.jp

● 3営業日以内に回答しております。



※この窓口は外部の専門機関((株)セーフティネット)に委託して開設しています。